

令和3年(2021年)9月6日

竜王町立幼稚園 保護者のみなさま

竜王町教育委員会教育長 甲津 和寿

新型コロナウイルス感染症における出席停止措置並びに
臨時休校等の対応と感染症対策について(お知らせ)

日頃は、本町教育行政万般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大で滋賀県においても「緊急事態宣言」が発令されており、一層の感染症予防や対策が求められています。

本町の幼稚園におきましては、地域の現状(9月に入っての町内新規感染者は1名、9月末時点でのワクチン接種(予定)率は83.4%)を注視しつつ、できる限りの感染症対策を講じながら保育活動を継続し、子どもたちの健やかな成長と学びを保障するべく取組を進めているところです。

保護者の皆様には、ご不安やご心配もあろうかと存じますが、幼稚園教育に対しまして深いご理解とご協力をいただいておりますことにお礼申し上げます。

さて、8月末に文部科学省から新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが示されたことを受け、本町の「新型コロナウイルス感染症における出席停止措置並びに臨時休校等の対応」について、フローチャートにまとめましたのでお知らせいたします。併せて、今一度幼稚園における感染症対策についてお知らせします。

教育委員会といたしましては、園児が安全にまた、安心して幼稚園生活を送れるようできる限りの取組を進めて参りますので、今後ともご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

記

(1) 新型コロナウイルス感染症における出席停止措置並びに臨時休園等の対応について

幼稚園において園児、教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応については、別紙のとおりを基本としますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、臨時休園が長引くような場合には、分散登園等の対応をとることもあります。

(2) 集団感染のリスク対応について

- ① 様々な工夫をしながら三密を避けるよう徹底します。
- ② 部屋の換気を徹底します。

※熱中症防止対策のためにエアコンを有効活用しながら、適切な換気を行ないます。また、保育室内では、常時、空気清浄機を稼働させるとともにサーキュレーター等を使用し、換気を促します。

(3) 保育の方法等について

- ① 引き続き前を向いての保育スタイルとします。

※当面の間、園児の席の間に可能な限り距離を確保し、対面とならないような形での活動の工夫を行います。

- ② マスクを着用して保育を行います。(教職員、園児)

※運動時のマスクの着用について

- ・運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこととします。ただし、一定の間隔をあけて行います。

③ 当面の間、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動は行いません。

<例> ・長時間の対面形式となる活動

- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・狭い空間や密閉状態での歌唱や身体の接触を伴う活動
- ・調理などの活動
- ・園児が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い運動

(4) 給食について

① 次の5点に十分配慮して行います。

- ア 教師も子どもも徹底して石けんを使った手洗いに努めます。
- イ 配膳に関わる者の衛生面での点検を必ず事前に行います。
- ウ 園児の席の間に可能な限り距離を確保し、対面とならないような形で食事をとります。
- エ 食するとき以外はマスクを着用します。
- オ 楽しい給食時間に変わりはありませんが、私語は慎むようにします。(黙食の励行)

(5) 基本的な感染症対策について

① 感染源を絶つこと

- ア 家庭で毎日の検温及び風邪症状等の健康チェックをお願いします。
※発熱がある場合、風邪症状がある場合は必ず自宅で休養させてください。
※同居の家族に発熱がある場合や風邪症状がある時も自宅で休養させてください。
(どちらの場合も欠席扱いではなく出席停止となります)
- イ 登園前に健康チェックできなかった園児は幼稚園で検温及び風邪症状等の確認を行います。
※発熱などが確認された場合は早退してもらうこととなりますので、連絡が取れる体制を整えておいてください。

② 感染経路を絶つこと

- ア 手洗いや手指消毒の徹底
※登園時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会に行うよう指導を徹底します。
- イ マスクの着用
- ウ 多くの園児が手を触れる箇所等の消毒
- エ 来園者にも必ず検温と手指消毒を行っていただくよう徹底します。
- オ 状況に応じて飛沫防止のためのアクリル板、又はフェイスシールドを活用します。